

世界をリードする情報通信ビッグバンの実現に向けて

～「民主導」による改革が高度情報化社会への扉を開く～

1998年3月

社団法人 関西経済同友会
情報通信委員会

保存

— 目 次 —

提言要約		1
はじめに		1 1

I. 高度情報化社会の実現に向けた政府・行政の役割

提言 I-①	高度情報化社会の明確なビジョンを提示		1 2
--------	--------------------	-------	-----

提言 I-②	「民主導」の情報通信革命を誘発するための 行政による環境整備が急務		1 3
--------	--------------------------------------	-------	-----

1. 情報通信ビックバンに向けた規制改革
2. 縦割行政、裁量行政の打破
3. 高度情報化社会に対応した包括的な新たな法体系の整備
～「サイバー法」の早期制定～

提言 I-③	「電子政府」の早期実現が真の行政改革の原動力		1 7
--------	------------------------	-------	-----

1. 行政情報の全面的なディスクローズ
2. 民間企業に劣らない行政機関の徹底したリストラ
3. 行政プロセスのスピード化、行政サービスの向上

Ⅱ．高度情報化社会における企業の取組み

提言Ⅱ－①

「情報武装化」によるグローバル経営の実現

…… 21

1. 日本発のグローバルスタンダードを目指して
2. スピード経営の実現による競争力の強化
3. ナレッジマネジメントを確立し、経営に「知恵」を導入
4. アウトソーシング、アライアンスへの取組みによる効率化経営の実現
5. テレワークの活用による社会の活力維持

提言Ⅱ－②

人に優しいインターフェースの追求

…… 24

Ⅲ．高度情報化社会を支える「知恵」を生み出す仕組みづくり

提言Ⅲ－①

21世紀に求められる人材を輩出するための情報化教育

…… 26

1. パソコンのネットワーク化率の早期向上
～「判断力」「創造力」「国際性」の醸成に向けて～
2. 教育現場への競争原理の導入
～情報化教育における指導者の充実に向けて～

提言Ⅲ－②

関西・バーチャル・ユニバーシティ（KVU）構想 ～「民主導」による高度情報化社会の実現に向けて～

…… 27

（別紙）アプリケーション分野と関係法令の例	…… 29
平成9年度 情報通信委員会活動状況	…… 31
平成9年度 情報通信委員会常任委員会名簿	…… 33

<要約>

はじめに

- ・日本型社会・経済システムはかつてわが国に高度経済成長という繁栄をもたらしたが、内的・外的環境の変化によってその維持が困難になるとともに、情報化社会の到来により社会の価値観が変化しつつあることから、そのシステムの見直しが迫られている。
- ・政府は六大改革を喫緊の重要課題として掲げ、その推進に取り組んでいるところであるが、今後迎える高度情報化社会への対応といった視点が全く欠如している。このことは情報通信革命の到来といった歴史的な大転換期に対する政府の意識の低さ、危機感の希薄さを物語っている。
- ・わが国がとるべき道は、情報通信革命に対して国家をあげて取り組むことであり、この革命に乗り遅れることは世界との競争を放棄し衰退の途を辿ることにほかならない。21世紀に向けた情報通信ビッグバンの実現が急務である。

提言

I. 高度情報化社会の実現に向けた政府・行政の役割

提言I-①：高度情報化社会の明確なビジョンを提示

- ・高度情報化社会では、情報通信技術の発達によって時間と距離の制約が克服され、企業の経済活動のみならず、市民生活に関しても世界を相手にする機会が急増することから、我々はその行動においてより一層世界との共存を視野に入れることが求められる。また、インターネットの普及等により市民サイドからの情報発信が盛んになる一方、デスクローズされた行政情報に対する監視、不正の弾劾が可能になることから、市民の間に真の自治意識が芽生えることになる。
- ・このような変化を受け、我々には「自由」「公正」「自己責任」といった価値観を持つことが求められている。高度情報化社会は自立した企業、市民によってこそ構成される必要があり、現在のわが国の仕組みのままでは対応できないことは明らかである。
- ・企業、市民の自立、行政の変革、インフラ整備といった前提条件が満たされた上で、工業化社会以来のモノ中心、物質至上主義から知識や情報が価値を生む知識創造社会、知価社会へのシステム変革がもたらされることになる。我々は、可能な限り今世紀中、遅くとも21世紀初頭には、以下に述べるような全ての環境整備を終えておく必要がある。

提言Ⅰ－②：「民主導」の情報通信革命を誘発するための

行政による環境整備が急務

1. 情報通信ビックバンに向けた規制改革

- ・ 情報通信分野においては、今後、諸外国との協調のもと競争促進を目的とした大胆な規制改革を進めることが必要であり、米国の通信法改正に匹敵するような、いわば情報通信ビックバンを目指した取組みに一刻も早く着手することが求められる。
- ・ 具体的には、競争のベースを世界と合わせるため、料金、サービスを認可制から届出制へ移行させ、事業区分／市場区分や一部の通信事業者に残されている外資規制を撤廃することが求められる。
- ・ 規制改革にあたっては、政策決定プロセスをオープンにするなどアカウンタビリティが重要である。また、目標とすべきゴールとその時期を明確にした上での運用が行われなければ実効があがらないことから、時間軸の設定が求められる。

2. 縦割行政、裁量行政の打破

- ・ わが国の行政そのものが抱える問題として縦割行政、裁量行政がある。縦割行政は官僚が国家ではなく自らの省や局ありきといった矮小な価値観に基づいて行動する結果であり、その弊害は情報通信行政においても随所に見られる。例えば、電子商取引、電子マネーにおいて、複数の省庁が自らの省益優先で検討を進めた結果、産業界の混乱を招きその開発が遅れるといった問題が生じている。
- ・ わが国における悪しき慣習として行政指導が存在し、その結果裁量行政ともいうべき行政の裁量によって法規制そのものが変化する仕組みとなっており、民主導の各種取組みの阻害要因となっている。企業、市民の自立のためには早急に大胆な規制改革と並行して裁量行政から明文化行政へと転換できるようクリアな行政の仕組みを整備していく必要がある。

3. 高度情報化社会に対応した包括的な新たな法体系の整備

～サイバー法の早期制定～

- ・ わが国の現行法制度はいうならば工業化社会のための法律であり、高度情報化社会のための法律とは根本的に思想が異なる。現在の殆どの法律を見直さないことには、情報通信革命のもたらす利便性を享受することが出来なくなるといっても過言ではない。来るべき高度情報化社会、いわゆるサイバー社会を保障するための、サイバー法の早期制定が求められる。
- ・ サイバー法の制定にあたっては、情報化の進展の影響が国民生活全般に及ぶことから、全省庁横断的な連携のもと包括的な取組みが求められる。情報通信技術の高度化に伴う急激な環境変化に十分対応していけるよう、基本的には柔軟な制度とすべきであるが、規制緩和の観点を踏まえ、行政の裁量範囲の拡大による実質的な規制強化とならないよう十分な注意が必要である。

- ・サイバー社会は無国籍の社会であることから、サイバー法制定にあたって諸外国の状況を見做して独自に取り組むことは問題が多い。わが国における今後の取り組みにおいても、先行事例を参考にしつつ諸外国との十分な連携のもと法整備に努める必要がある。

提言Ⅰ-③：「電子政府」の早期実現が真の行政改革の原動力

- ・現在、求められている行政改革とは、単なる省庁の統廃合ではなく、中央省庁や地方自治体の業務、サービス内容を抜本的に変革していくことである。この実現のためには、①行政情報のディスクローズ、②行政機関の徹底したリストラ、③行政プロセスのスピード化、サービスの向上、が求められている。これらを達成するためには、行政サービスのオンライン提供や政府内業務の電子化により小さな政府を目指す、いわゆる「電子政府」の早期実現が、真の行政改革を強力に推進する有力な手段となる。

1. 行政情報の全面的なディスクローズ

- ・行政情報のディスクローズは、国民から信頼される公正で民主的な行政の実現のために不可欠なものであり、行政改革の重要な要素である。
- ・具体的なディスクローズの手法については、インターネットなどを通じて国民へ広く情報発信を行うことに加え、そのコンテンツについても音声、画像、動画を利用して国民に分かりやすい表現とするなど、工夫が必要である。
- ・行政の裁量によって都合の良い情報のみを開示するのではなく、公開すべき情報は審議の結果、さらにはそのプロセスまでを全て公開することが重要である。情報公開が進めば、中央省庁であれ地方自治体であれ、その仕事の内容を厳しくチェックされることとなる。これにより、政策を通じ行政の評価が明確となり、各省庁間、地方自治体間の競争を促進することで、行政の効率化やサービスの向上が図られるのである。

2. 民間企業に劣らない行政機関の徹底したリストラ

- ・中央省庁では情報インフラ整備を急ピッチで進めているが、行政内部の業務改革、制度・慣行の見直しは遅々として進んでいない。行政機関は民間企業に学び、業務改革に本気で取り組み、徹底したリストラを行うべきである。
- ・地方自治体においてはインフラ整備さえままならないのが現状である。行政と市民の窓口となる地方自治体の情報化が進まなければ、社会全体が真のメリットを享受できない。また、来るべき地域主権の時代における中心的役割を担うべき自治体が充分機能していく体制づくりのために、早期のインフラ整備、業務改革、リストラの断行を求めたい。その実現にあたっては、地域主権推進のリーダーである関西が全国に先駆けて「関西版行政情報化推進基本計画」を策定し、その達成状況を客観的な評価基準のもと公開することで、市民・企業と一体となって情報化を進めていくことが求められる。

3. 行政プロセスのスピード化、行政サービスの向上

- ・企業は高度情報化時代に対応するため情報通信技術を最大限に活用したシステム化に取り組んでいるが、行政の情報化が進まなければ、例えば許認可申請のために膨大な時間を要する問題などがボトルネックとして産業界全体の足かせとなってしまう。一刻も早く電子化による行政プロセスのスピード化を図り、産業界が国際競争力を強化できるよう環境整備を行うべきである。

Ⅱ. 高度情報化社会における企業の取組み

提言Ⅱ－①：「情報武装化」によるグローバル経営の実現

- ・政府、行政による取組みは、あくまでも民主導による情報通信革命を円滑に行っていくための環境整備であり、それを受けた我々産業界も、国際的な競争力を失わずに成長を続けていくための、個々の企業レベルにおける「情報武装化」が不可欠である。
- ・「情報武装化」の際に留意する点として、①グローバルスタンダード、②スピード、③ナレッジマネジメント、④アウトソーシング、アライアンス、⑤テレワーク、といったポイントがある。
- ・来るべき高度情報化社会において、わが国企業が「情報武装化」により国際競争力の強化を実現していくためには、技術革新のスピードが速い情報通信分野への投資に関して、償却期間短縮化を認めることや、税制優遇措置をとることにより、民間企業の積極的な情報化投資を行政の側からフォローしていくことも必要である。

提言Ⅱ－②：人に優しいインターフェースの追求

- ・パソコンに代表される現在の情報通信機器は、必ずしも全ての人々にとって使い勝手が良いとは言えず、使用する意思があっても実際に使用することが出来ない人が産み出されることにより、情報格差による情報弱者の大量発生が危惧されている。
- ・わが国製造業、特に家電メーカーは、基本性能の高さに加えて、使い勝手においてもアドバンテージを有していたことから世界をリードしてきた。今後、情報通信機器の製造においてもユーザ中心の視点による使い易さの発想を生かしたモノづくりによって対応することにより、パソコンも万人が使えるものになり得る。
- ・わが国製造業の情報化社会において果たす役割は非常に大きなものがあり、人に優しい使い勝手の良い製品の開発に対して、今後より積極的な取組みが求められる。

Ⅲ. 高度情報化社会を支える「知恵」を生み出す仕組みづくり

提言Ⅲ－①：21世紀に求められる人材を輩出するための情報化教育

- ・わが国が高度情報化社会のフロントランナーとして世界をリードしていくためには、自分の生きる道を「知恵」を活かして切り拓くことのできる「パスファインダー」型の人材を育成すること、また、グローバル化の急速な進展から、国際語である英語によるコミュニケーション能力を身に付けた国際性豊かな人材を養成することが求められている。
- ・情報化教育は、高度情報化社会に必要不可欠な情報リテラシーの習得のみでなく、国際的な情報通信ネットワークを最大限活用することにより「創造性」や「国際性」を醸成していく効果が期待される。
- ・わが国の初等中等課程における情報化教育の現状をみると、パソコン設置率、インターネット導入率、コンピューターを指導できる教員の割合などいずれもが低く、ハード、ソフト両面において理想的なものからは程遠い状況にある。

1. パソコンのネットワーク化率の早期向上

～「判断力」「創造力」「国際性」の醸成に向けて～

- ・情報化教育を推進していくためには、パソコンの設置率を向上させることに加え、ネットワーク化率を向上させることが重要である。パソコンのネットワーク化は、子供たちが主体的に情報を入手し、膨大な情報の中から必要なものだけを選ぶ「判断力」、そしてそれらを利活用していく「創造力」を養う上で大変重要である。また、海外の学校との活発な国際交流をもたらし、コミュニケーションを深めるための実践的な英語が学べたり、相手国の異なる文化・習慣・価値観を尊重しながら、自国の歴史や伝統文化を理解し主張する能力、すなわち自己のアイデンティティの確立にも極めて大きな効果がある。
- ・政府が昨年11月に「2003年までに全小中学校をインターネットにつなぐ」という目標を掲げたことにはある程度の評価は出来るものの、情報通信革命の進展のスピードを考慮し、今世紀中を目途に計画を前倒しして進めるべきである。

2. 教育現場への競争原理の導入

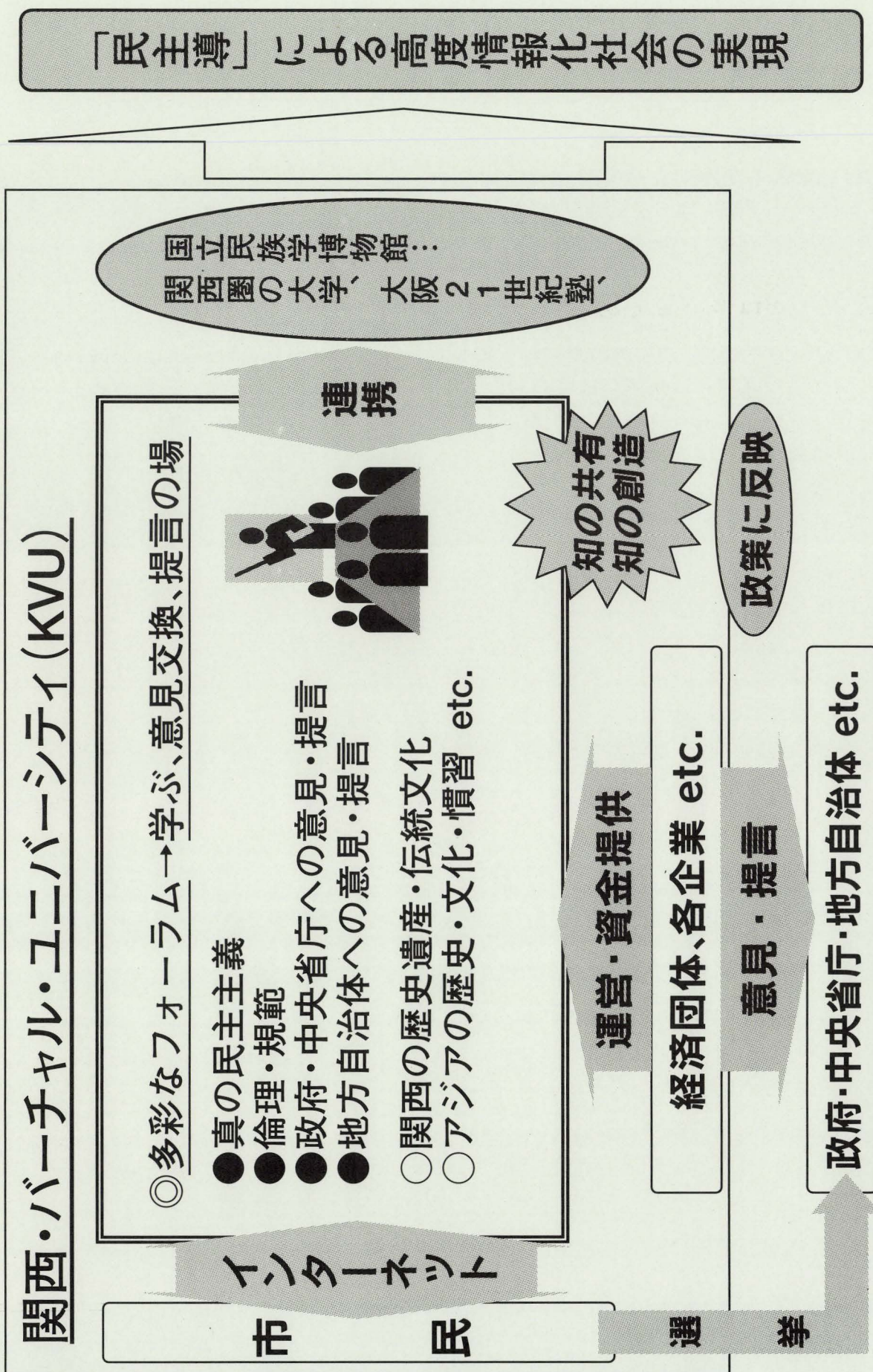
～情報化教育における指導者の充実に向けて～

- ・パソコンの設置率、ネットワーク化率の向上等の環境整備を活かすためにも、教える側の体制整備が必要である。
- ・民間企業からの人材登用、企業をリタイアした人材の活用などを積極的に進め、さらに、初等教育課程からの遠隔授業を認め、国内に止まらず世界一流の授業を受けられる環境を整備することにより、教育現場に競争原理を導入すべきである。
- ・人材の受入側である企業自らの変革も不可欠である。採用方法の見直し、個性が発揮でき得る人事・雇用システムの構築などの労働環境整備を早急に行うべきである。

提言Ⅲ－②：関西・バーチャル・ユニバーシティ（KVU）構想
～「民主導」による高度情報化社会の実現に向けて～

- ・これまでの「官主導」「中央集権」から「民主導」「地域主権」へと変化しつつある現在、社会の構成員である市民そのものにも自立と変革が求められている。
- ・関西には、中世の堺の「自由自治都市」、江戸時代の「懷徳堂」や「適塾」など、市民が主体となり時代を変革、リードしてきた歴史、ポテンシャルがある。明治維新以来の大転換点である「情報通信革命」を民主導によって切り拓いていくために、今こそ、その素地を持った関西が全国に先駆けて仕掛けづくりを行うべきである。
- ・既存の学校教育では対応できない市民の政治意識や自治意識、カルチャーやビヘイビアを変えるために、全く新たな市民の相互教育、議論、学びの場を提供するのが関西・バーチャル・ユニバーシティ（KVU）である。
- ・KVUでは、インターネット等の情報通信技術を利用することにより、時間的・距離的・体力的制約を克服し、①真の民主主義を学ぶ場、②倫理・規範を学ぶ場、③地方自治に対する世論の形成の場、④政府・中央省庁に対する意見交換や提言の場などを時宜に応じて開設する。
- ・KVUでの講義は、それぞれの分野に精通した識者を招いたり、大学の講義をオンラインで開放するなどして、広く市民の参加を募りながら議論や意見交換の場を作り、市民の知の共有財産の形成や知の創造のための仕組みづくりを行う。また、国際化の進展に対応するために、関西の持つ歴史遺産、伝統文化などを広く情報発信することで、市民のアイデンティティ向上やアジアとの文化的繋がりを学び発展させる場を設けることも視野に入れる。
- ・KVUにおいて真の民主主義を学び政治への参加意識を高めた市民が、わが国の将来を担い得る政治家を数多く選出し、閉塞感が蔓延する現在の政治に一石投じることを期待したい。

関西・バーチャル・ユニバーシティ(KVU)構想



世界をリードする情報通信ビッグバンの実現に向けて
～「民主導」による改革が高度情報化社会への扉を開く～

本 文

はじめに

21世紀の到来を目前に控えた現在、世界は新時代への転機を告げる情報通信革命の真っ只中にある。産業革命の末期には、わが国は日本型社会・経済システムが比類無き力を発揮することにより、高度経済成長という繁栄を手に入れることができた。しかしながら、国際化の進展とそれに伴う大競争、すなわちメガ・コンペティションの激化という外的環境変化と、少子・高齢化による人口構成の変化といった内的環境の変化によって、そのシステムの維持が困難になりつつある。さらに、情報通信革命によってもたらされる情報化社会においては、これまでの工業化社会を支配していた価値観そのものが大きく変化することから、わが国は従来のシステムそのものの見直しを迫られることになる。つまり、情報通信革命への対応は好むと好まざるとに関わらず避けては通れない問題となっているのである。

社会・経済システムを見直すことの必要性は、金融不安、景気停滞、産業競争力の低下、財政赤字の拡大、といった危機として既に顕在化している。それに対して、政府は六大改革を喫緊の最重要課題として掲げ、国民的関心の高まりに押される形でその推進に取り組んでいるところである。しかしこの六大改革では、今後迎える高度情報化社会への対応といった視点が全く欠如している。これは、情報通信革命の到来といった歴史的な大転換期に対する、政府の意識の低さ、危機感の希薄さを物語っている。

世界を見渡すと、情報通信革命はまだその途についたところであり、各国がこの新たな革命の先進国たらんと鎬を削っているが、誰もまだそのゴールには達していない。欧米先進国がその優位性を保つために、またアジアの途上国が先進国との距離を縮めるために国を挙げて戦略を立案し環境を整備しつつある今、わが国が方向さえも見い出せないまま躊躇している余裕はない。かつての工業化社会では、貿易問題等を背景としたジャパンバッシング（日本叩き）が叫ばれたが、情報化社会においては、わが国が世界の潮流に乗り遅れ、情報化後進国となりつつあることから、ジャパンバッシング（日本素通り）やジャパナッシング（日本不要）の時代が到来することも想像に難くない。

もはやわが国がとるべき道は、情報通信革命に対して国家をあげて取り組むことしか残されておらず、この革命に乗り遅れることは世界との競争を放棄し衰退の途を辿ることにほかならない。21世紀に向けた情報通信ビッグバンの実現が急務である。

I. 高度情報化社会の実現に向けた政府・行政の役割

提言 I-①：高度情報化社会の明確なビジョンを提示

わが国が高度情報化社会に向けて、その方向さえも見い出せないのは、政府による明確なビジョンが提示されていないからであるが、いつまでも政府が重い腰をあげるのを待っているわけにはいかない。21世紀に向けて、もはや我々に残された時間はわずかであり、来るべき高度情報化社会のビジョンを早急に提示することが求められている。

高度情報化社会では、情報通信技術の発達によって時間と距離の制約が克服され、企業の経済活動のみならず、市民生活に関わるありとあらゆる分野において世界を相手にする機会が急増することから、我々はその行動においてより一層世界との共存を視野に入れることが求められる。また、インターネットの普及等により市民サイドからの情報発信が盛んになる一方、ディスクローズされた行政情報に対しての監視、不正の弾効が可能になることから、市民の間に真の自治意識が芽生えることになる。

このような変化を受けて、これまで社会を支配していた、官民もたれあいによる責任所在の不明確さ、護送船団方式などの、特異な価値観はもはや通用なくなり、「自由」「公正」「自己責任」といった、世界と共存し得る価値観を持つことが求められる。そして、その社会は自立した企業、自立した市民によってこそ構成される必要があり、現在のわが国の仕組みのままでは高度情報化社会に対応出来ないことは明らかである。

企業が自立するためには、その活動に際して行政の過剰な関与の余地を生じさせぬよう、政府の規制は消費者保護、公正競争の確保等に限定される必要がある。自己責任原則の下での自由、公正な競争の結果、市民に安価で良質なサービス・商品を提供し得る者が市場に歓迎される一方で、再チャレンジへの機会の確保が求められる。高度情報化社会においては、既存の産業との業際に新たなビジネスチャンスが生まれることから、いわば情報通信ビッグバンともいうべき多様な参入者による多彩な競争が巻き起こることが期待されており、その促進のために大胆な規制緩和等による競争環境の整備が求められる。そして、このように整備された環境の中で、企業自身がメガ・コンペティションを勝ち抜くため、その活動に際して最も効率的でスピーディーな手法の選択が必要になることから、競争力強化を目指し情報通信技術をフルに活用した「情報武装化」が求められる。

市民が自立するためには、生活に関わる全ての必要な情報を、いつでも、どこでも、誰もが容易に入手できる環境が整備されていることが必要である。情報入手の手段が確保されることで、市民は自己責任のもとで判断を下すことが要求される。市民はそれにより成功を得られる一方、リスクも負うことになるが、それが自立への第一歩となるのである。さらに、性別や年齢にかかわらず知恵と意欲のある者は、情報通信を活用して自己実現や能力発揮の機会を得ることが可能になるが、一方では情報格差による情報弱

者の発生が新たな社会問題を生み出す可能性を秘めていることから、官民の別なく情報弱者を発生させない仕組みづくりに取り組むことが求められる。

企業、市民の自立のためには行政自身の変革も必要である。具体的には、中央政府は大胆な規制緩和を断行し、権限の大幅な縮小から大規模なリストラを実施し「小さな政府」を目指す必要がある。また、地方自治体は、自由な企業活動、市民活動をバックアップするために、これまで以上にサービス向上や効率化を実現することが求められる。これらを成し遂げるために、「電子政府」といった新たな行政のあり方も検討される必要がある。

高度情報化社会を実現するためには、円滑な情報流通環境の確保が必要であり、そのためにはインフラ整備も重要である。具体的には、現在の通信料金と変わらない程度の金額で、映像、音声、データ等を同時に扱える快適なマルチメディア環境が実現するよう、より安価でより高速なネットワーク・サービスを実現させることが望まれる。

これらの企業、市民の自立、行政の変革、インフラ整備といった前提条件が満たされた結果、社会の価値観そのものが変化し、工業化社会以来のモノ中心、物質至上主義の社会・経済システムから、知識や情報が価値を生む知識創造社会、知価社会へのシステム転換がもたらされることになる。そして、このようなビジョンを現実のものにするために、可能な限り20世紀中に、遅くとも21世紀初頭には、以下の提言で述べるような高度情報化社会の基礎をなす全ての環境整備を終えておく必要がある。我々は来るべき新たなミレニアム、千年紀へのギフトを、我々自身のため、また次代を担う地球市民のために用意しなければならない。

**提言Ⅰ-②：「民主導」の情報通信革命を誘発するための
行政による環境整備が急務**

1. 情報通信ビックバンに向けた規制改革

1985年のNTT民営化以降、わが国の情報通信分野においては、活発な新規事業者の参入が行われ、サービスの多様化や各種料金の低廉化が生じ、移動体通信の爆発的普及がみられるなど、規制緩和は一見順調に進んでいるように見えるものの、これを諸外国と比較してみると、依然として情報通信分野における民間企業の活動に関する規制緩和の進み具合には大きな隔たりがある。例えば米国では、政府の情報通信分野に対する規制の効果が見込めないとの見解の下、自由な市場環境を作ることを目的に、一昨年に原則として全ての規制の撤廃を目的とした通信法改正案が可決され、通信事業者による長距離・国際・地域通信市場への相互参入に加え、通信事業者、放送事業者、コンテンツ事業者といったこれまでのメディアの枠組みを超えた、大規模な情報通信市場再編

の動きが始まっている。これにより、わが国と米国の情報通信産業における経営の自由度の格差は決定的に広がったと考えられる。

情報通信分野では、規制当局が公益性を論拠にして、事業を規制していく時代では既になくなっており、今後は諸外国との協調のもと、競争促進を目的とした取組みを進めることが求められている。規制はあくまでも市場に有効な競争を機能させるための手段であることを明確にした上で、競争のベースを世界と合わせる必要がある。具体的には、一刻も早く料金、サービスについて認可制から届出制への移行を実施することや、わが国特有の事象であるマーケットを細かく区分している規制（事業区分／市場区分）や、一部の通信事業者に残されている外資規制を撤廃することが求められる。すなわち、米国の通信法改正に匹敵するような、いわば、情報通信ビッグバンを目指した取組みに一刻も早く着手することが必要である。

規制改革の取組みにあたっては、まず、説明責任、すなわちアカウンタビリティが重要であり、政策決定プロセスをオープンにすることが求められる。一部の省庁では政策決定にあたり、利害関係者からコメントを集める手法として欧米で制度化されている「グリーンペーパー方式」を導入するなど、改善に向けた取組みがみられてはいるものの、意見聴取の期間が短いなどまだまだ改善の余地は多い。さらに、審議の過程においては全ての議事録を公開し、また議事傍聴を可能にするなど、オープンな環境の下での責任ある議論が求められる。

もう一つの視点としては、時間軸の設定が重要である。規制にしても、政策にしても、目標とすべきゴールと、その時期を明確にした上での運用が行われなければ実効があがらない。諸外国の例をみると、F C C（the federal communications commission：米国連邦通信委員会）、O F T E L（office of telecommunications：英国電気通信庁）のホームページには主要な政策課題の検討スケジュールが掲載されているなど、時間軸に対してもアカウンタビリティの原則がとられている。わが国においても、今後はこのような時間軸を意識した機動的な取組みが求められる。

2. 縦割行政、裁量行政の打破

わが国の行政そのものが抱える問題として縦割行政、裁量行政がある。縦割行政は、官僚が国家ではなく自らの属する省や局ありきといった矮小な価値観に基づいて行動する結果もたらされる。そして、その弊害は情報通信行政においても随所にみられる。一例をあげれば、市場整備が急務である電子商取引、電子マネーといった分野において、官主導のもとで様々な実証実験が行われているが、複数の省庁が自らの省益優先で検討を進めた結果、産業界の混乱を招き結果としてその開発が遅れるといった問題が生じている。そして、縦割行政の問題は、既存の行政の仕組みそのものを根本的に変革しないことには一向に解消しないものであり、省庁再編後においても新たなスキームでの「縄張り争い」がむしろ激化するのではないかと懸念もある。さらに、わが国においては、悪しき慣習として、官僚による、法律で与えられた権限を法律で定められた目的以外で振るう行為である行政指導が存在している。その結果、裁量行政ともいうべき、行政の

裁量によって、法規制そのものが変化する仕組みとなっており、これが民主導の各種取り組みの大きな阻害要因となっている。企業、市民の自立のためには、早急に、大胆な規制改革と並行して、裁量行政から明文化行政へと転換できるようなクリアな行政の仕組みを整備していく必要がある。

3. 高度情報化社会に対応した包括的な新たな法体系の整備

～サイバー法の早期制定～

情報通信革命によって、企業、政府、市民等のすべてのやりとりが電子化され、さらにマルチメディア化、ネットワークの高度化が実現されることにより、我々はこれまでに体験し得なかった利便性、例えば遠隔医療、電子マネー等を、生活のあらゆる場面で享受することが技術的には可能になりつつある。

しかしながら、その利便性を保障するための法整備が全くといってよいほど進んでいない。わが国の現行法制度の基本的な骨格は、明治維新と時を同じくして形成されたものである。それはいうならば工業化社会のための法律であり、高度情報化社会のための法律とは根本的に思想が異なる。従って、現在の殆どの法律を見直さないことには、情報通信革命のもたらす利便性を享受することが出来なくなるといっても過言ではない。そのために、来るべき高度情報化社会、いわゆるサイバー社会を保障するための、サイバー法の早期制定が求められる。

サイバー法の制定に際しては、情報化の進展の影響が国民生活全般に及ぶことから、全省庁横断的な連携のもと包括的な取り組みが求められる。サイバー法は情報通信技術の高度化に伴う急激な環境変化に十分対応していけるよう、基本的には柔軟な法制度とすべきであるが、規制緩和の観点を踏まえ、行政の裁量範囲の拡大による実質的な規制強化とならないよう十分な注意が必要である。具体的にはネットワーク上での不正行為などサイバー社会の発展の妨げとなるものに対しては厳しい規制が求められる一方で、民間の自主的取り組みや技術面での工夫、表現の自由等についてはこれを阻害しないよう十分配慮する必要がある。

サイバー社会とは基本的には無国籍の社会であることから、それを保障するサイバー法の制定にあたって、各国が諸外国の状況を見ながらそれぞれ独自に取り組むことは問題も多い。わが国における今後の取り組みにおいても、ドイツの「マルチメディア法」、マレーシアの「サイバー法」、米国のユタ州における「デジタル署名法」のような先行的事例を参考にしつつ、諸外国との十分な連携のもと法整備に努める必要がある。

サイバー法の制定にあたって具体的には、①情報通信技術の発達による市民活動・企業活動等の自由度の拡大、②電子商取引・電子マネー・電子決済への対応、③ネットワーク上での不正行為への対応、④知的所有権保護、⑤プライバシー保護、が重要であり、以下にそのポイントを提示する。

(1) 情報通信技術の発達による市民活動・企業活動等の自由度の拡大

現行の法制度では、対面行為、書面行為を求める結果として、遠隔医療等の通信ネットワークの利用や、法定帳簿の電子化等の電子データの使用に制限が加えられている分野が多い。しかしながら、マルチメディア化、ネットワーク化が高度に進展することによって、かつては、対面行為、書面行為によってしか維持できなかった機能（伝達の質、本人の確認等）が通信ネットワークの利用や電子データの使用によっても十分に代替可能となっている。高度情報化社会で実現される様々なサービスや利便性を十分に享受できるようにするため、旧来の法制度の制約により対面行為、書面行為によってしか許されなかった市民活動・企業活動等の各分野において、非対面、非書面での活動を認めることが必要である。

(2) 電子商取引・電子マネー・電子決済

電子商取引・電子マネー・電子決済については、高度情報化社会における効率的な取引や決済の手段・方法を提供し、利用者の利便性向上に貢献するものとしてその普及が期待されている。しかしながら、現行法制度下においてはその運用にあたっての法的位置づけそのものが曖昧であることから、例えば電子的手段による契約の法的有効性や偽造された電子マネーを取得した場合の取り扱いが不明確であったり、国際間取引にかかわる税制についても明確なルール化がされていないなど、多数の問題の発生が予想されている。また、電子マネーの匿名性、無痕跡性から、不法な手段で得た金の出所をわからなくする行為であるマネーロンダリング等への悪用も問題視されており、これらに対処するための早急なルール化が求められる。

この分野では既にモンデックス社等欧米先進企業が世界をリードし、事実上の国際標準を勝ち得ることで今後の主導権を握ろうとしている。わが国においても、利用者のリスク防止など、電子マネーを円滑に導入するために必要な法整備や、本人確認方式の早期確立などにより、民間企業の積極的な取組みを支援すべきである。

(3) ネットワーク上での不正行為への対応

ネットワーク上での不正行為は、①漏洩・盗聴、②改ざん、③なりすまし、④事後否認、⑤不正行為に係わる情報の通信、⑥暗号の不正利用、等に分類される。近年インターネットの普及により、ネットワーク化されたコンピューターが爆発的に増加したことから、国内外を問わずネットワーク上における犯罪・不正行為が発生し、その被害も増加・多様化する傾向にある。具体的には、不正アクセスによるクレジット番号盗取事件、医療データ改ざんによる殺人事件、ネットワーク上での名誉毀損などが多数見られる。

このような状況に対して、わが国においても国際的な協調を基軸とした情報セキュリティ対策の策定が不可欠であり、具体的な対応策として不正アクセス禁止法制の整備、暗号技術の活用とその適正な利用のあり方等についての検討、認証機関の法的位置づけの明確化等が求められる。

（４）知的所有権保護

高度情報化社会においては、コンテンツの質や流通がその発展に対して重要な役割を果たすこととなる。しかしながら、それを法的に支える著作権制度が、昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、品質劣化のない複製、データの容易な修正・加工、国内・国際さらには公私のボーダレス化といった事象に対応できなくなっている。そして、これまで以上に、データの複製によってオリジナルが判別しにくくなることから、著作者等の権利侵害の危険性が高まるとともに、複製等の行為に個別の許諾権が及ぶ権利処理形態が適合しなくなりつつある。その結果、良質なコンテンツの円滑な流通の阻害、ひいてはコンテンツの空洞化が起こる恐れが生じてきている。

このような状況を踏まえ、W I P O（世界知的所有権機関）の条約に対応しつつ、高度情報化社会に適合した、新たな知的所有権制度を早急に整備することが求められる。

（５）プライバシーの保護

デジタル化、ネットワーク化、電子商取引の進展に伴い、収入・家族構成等の個人情報収集、データベース化、流通等が極めて容易に行うことができるようになってきている。また先述したネットワーク上の不正行為によって、信用情報機関から個人情報が債権回収業者などに流されるなど大規模なプライバシー侵害の事例が発生している。

こうした中であって、欧米諸国においては公的機関のみならず民間部門までを対象としたプライバシー保護関連の法制度が整備されている。また、E Uにおいては域外の第三国が十分なレベルの個人情報保護措置を講じていない場合には、加盟国から当該国への個人情報の移転を禁止することを検討中であるなど、プライバシーの保護に向けた法基盤整備が進んでいる。

一方わが国においては、国の公的機関を対象とした個人情報保護法はあるものの、民間部門を対象としたものについては、従来の枠組みの中での個別規定や、地方自治体レベルでの条例、電気通信事業・放送・電子計算機処理等に係るガイドラインが制定されているに過ぎず、国際的な水準に見合った形での法基盤整備が求められる。

提言Ⅰ－③：「電子政府」の早期実現が真の行政改革の原動力

行政改革の本来の目的とは、あらゆる面で制度疲労を起こした現在の行政システムを是正し、自由かつ公正な社会を形成するに相応しい行政システムを構築していくことである。今、求められている行政改革とは、省庁を半減することではない。高度情報化社会の到来に向け、中央省庁さらには市民・企業との接点である地方自治体の業務やサービス内容等を抜本的にどのように変革していくかが問われているのである。この実現のためには、①行政情報の全面的なディスクロース、②民間企業に劣らない行政機関の徹底したリストラ、③許認可をはじめとする行政プロセスのスピード化、行政サービスの向上、が求められている。これらを達成するためには、行政サービスのオンライン提供

や政府内業務の電子化により小さな政府を目指す、いわゆる「電子政府」の早期実現が、真の行政改革を強力に推進する有力な手段として期待されている。

現在、米国では連邦政府や州政府、郡、市役所等が一体となって、出生・死亡届から住所変更、納税申告、免許の書換え等の様々なサービスをワンストップで、しかも24時間365日ノンストップでやろうというサービス（※WINGS）を実現するための構想が実験段階に入っている。また、マレーシアにおいてもマハティール首相の強力なリーダーシップの下、「MSC計画」のフラッグシップ・アプリケーションの1つとして、「電子政府」計画が進行中である。情報技術を駆使した行政改革は国家レベルの競争力に大きく影響するが、わが国は米国に5年、アジアの国々にも遅れをとっているというのが偽らざる現況である。このような状況の下、昨年、わが国においても2002年度までに「電子政府」の実現を目指す「行政情報化推進基本計画（改定版）」が閣議決定された。しかし、高度情報化社会においては、スピードが最も重要なファクターであることから、首相の強力なリーダーシップの下、わが国の将来を左右する「電子政府」の一刻も早い実現を強く求めたい。

※WINGSとは、米国郵便事業体（USPS）が主体となって行政のワンストップ・サービスを目指す「全米キオスクネットワーク構想」をインターネット（<http://www.wings.usps.gov/>）で具体化したものである。ホワイトハウスをはじめ連邦政府の29機関、全米50の州政府などにアクセスできる。

1. 行政情報の全面的なディスクローズ

昨今、密室行政の失態が重なり、国民の行政不信は頂点を極め、情報公開を求める気運は日増しに強くなっている。行政情報のディスクローズは、国民から信頼される公正で民主的な行政の実現のために不可欠なものであり、行政改革の重要な要素である。

最近、インターネットを通じて各省庁、地方自治体から白書、官報、議会案件等が公開され始め、徐々に情報開示が進んできてはいるものの、その大半は文字の羅列であり、非常に理解し難いものとなっている。国民の行政への参加意識を高めるためには、分かりやすいコンテンツを作り、見せ方も文字だけでなく音声、画像、動画を利用するというような工夫が必要である。また、現在の情報開示は、行政に都合の良い情報だけが提供されている面が多々見受けられるが、そうでないものも公開すべきものは全て開示し、また、審議の結果だけでなくそのプロセスまでを公開することにより、国民の意見を真正面から受け止める姿勢を示すことが重要である。情報公開が進めば、中央省庁であれ地方自治体であれ、その仕事の内容を厳しくチェックされることとなる。これにより、政策を通じ行政の評価が明確となり、各省庁間、地方自治体間の競争を促進することで、行政の効率化やサービスの向上が図られるのである。

2. 民間企業に劣らない行政機関の徹底したリストラ

世界的なメガ・コンペティションの中、民間企業は国際競争を勝ち抜くためグループウェアやイントラネットを駆使して経営改革やリストラに取組み、企業形態、組織、仕事の手法など抜本的な見直しを迫られている。このことは行政機関とて同じことである。

政府は1995年度を初年度とする5ヵ年計画「行政情報化推進基本計画」に着手し、現在、中央省庁ではパソコンが1.2人に1台の割合となり、LANも1997年度に整備する一部の省庁を除けば全て完了するなど、情報インフラの整備を民間の情報化先進企業並みに行ってきた。しかし順調に進むインフラ整備と比較して、行政内部の業務改革、制度・慣行の見直しなどは遅々として進んでいないのが現状である。言い換えれば、ハードが先行し、ソフトが追いついていないのである。既存の組織、業務フローをそのまま電子化するのでは、効率も上がらず根本的改革には繋がらない。行政機関は民間企業に学び、自らの業務改革に本気で取組み、徹底したリストラを行うべきである。

このような中央省庁の状況に対し、地方自治体においては、パソコンが13.6人に1台の割合と、インフラ整備さえままならないのが現状である。行政と市民をつなぐ窓口となる地方自治体の情報化が進まなければ、社会全体が真のメリットを享受することはできない。また、来るべき地域主権の時代の中心的な役割を担うべき自治体が充分機能していく体制づくりのために、早期のインフラ整備、業務改革、リストラの断行を求めたい。その実現にあたっては、地域主権推進のリーダーである関西が全国に先駆けて「関西版行政情報化推進基本計画」を策定し、その達成状況を客観的な評価基準のもとに公開することで、市民・企業と一体となって情報化を進めていくことが求められる。

また、このような行政機関のリストラには、雇用問題など解決すべき問題が伴うと考えられることから、今後、民間企業側もその対処策についての議論に参加していくことが求められよう。

3. 行政プロセスのスピード化、行政サービスの向上

行政情報のディスクローズ、行政機関のリストラと共に、市民・企業が情報化のメリットを享受するためには、許認可をはじめとする行政プロセスのスピード化や各種行政サービスの向上が求められる。

高度情報化社会において、産業界が国際競争を勝ち抜いていくための最大の条件は、経営のスピード化である。すなわち「speed is money」の時代が到来しているのである。そのために、各企業はあらゆる情報通信技術を最大限に活用したシステム化に取り組んでいるが、行政の情報化が進まないと、例えば許認可申請のために膨大な時間を要する問題などがボトルネックとなり産業界全体の足かせとなるのである。一刻も早く電子化による行政プロセスのスピード化を図り、産業界が国際競争に耐え得ることができる環境整備を行うべきである。我々が調査団を派遣したシンガポールでは、「IT2000計画」のもと1996年から政府の許認可を24時間体制で受け付けており、例えば、建築の許認可においては、CAD（コンピューターによる設計システム）と政府のコンピューターをオンラインで結び、自動判定するシステムとなっているなど、国際競争力向上を主眼とした行政プロセスのスピード化が急ピッチで進められている。

また、行政サービスの向上については、国・地方自治体を問わず、出生・死亡届から住所変更、納税申告などの行政サービスがインターネットや、街頭において人々が自由に利用することのできる「キオスク端末」と呼ばれる情報端末などの活用により、ワンストップかつノンストップ（24時間365日）で提供可能となるような取組みも望まれる。その際には、国と自治体、自治体相互間の広域な連携が不可欠であり、そのための「行政ネットワーク」の早期構築が重要である。

Ⅱ．高度情報化社会における企業の取組み

提言Ⅱ－①：「情報武装化」によるグローバル経営の実現

これまで述べてきたような、政府、行政に求める取組みは、あくまでも民主導による情報通信革命を円滑に行っていくための環境整備であり、その環境整備を受け我々産業界は、国際的な競争力を失わずに成長を続けていくために、個々の企業レベルにおいて「情報武装化」が不可欠である。

情報武装化の際に留意する点として、①グローバルスタンダード、②スピード、③ナレッジマネジメント、④アウトソーシング、アライアンス、⑤テレワーク、などがあり、以下にそのポイントを述べる。

1. 日本発のグローバルスタンダードを目指して

ボーダレス市場においては、一つの分野に複数の標準は存在しない。つまり、グローバルスタンダードがいったん確立すると、それが自国の商慣習に馴染むと馴染まざるとにかかわらず、そのルールに基づいて行動することを余儀なくされる。

先述したように、情報通信革命初期においては、技術面、規格面等において、米国流がデファクトスタンダードとなっている。特にコンピューターの世界ではその傾向がはっきりとしており、マイクロソフト社のOSとインテル社のCPUが「ウィンテル」として圧倒的なシェアを誇っているように、グローバルスタンダードを早くに確立したものがその世界をリードすることになる。すなわち、「winners take all」：一人勝ち、の時代が到来し、グローバルスタンダードを産み出せないものには繁栄はもたらされない状況となっている。

わが国はこれまでに家電などの一部の分野ではデファクトスタンダードを確立しているが、今後情報通信分野においても同様の取組みが求められる。既に次世代携帯電話の標準規格など一部ではそのような動きがみられるが、今後さらに国益を意識した対応として、日本発の先端技術を取り入れたグローバルスタンダードを確立するよう、産・官・学連携のもとで積極的に取組むことが求められる。

2. スピード経営の実現による競争力の強化

かつての産業革命においては、重厚長大、すなわち、巨大資本が、開発、調達、生産、販売の各ステージにおいてその規模の経済によってアドバンテージを得ることができたが、現在では、「speed eat slow」、すなわち、経営にスピードを伴わないものは市場から淘汰されていく時代になった。

高度情報化社会では、優れたビジネスアイデアを、他に先駆けてスピーディーに実行に移すことによって成功がもたらされる。例えば、インターネットを通じて書籍を販売するアマゾン・ドット・コム社は、そのスピードによって成功を勝ち取った好例である。同社は書籍問屋と手を組むことにより、提携問屋が抱える250万タイトルを看板としつつも実際は自社では大量在庫を持たず、新刊書の値引き販売を売り物に、199

5年の創業からわずか2年で、年間100カ国18万人に1600万ドル相当の本を販売するなど、今や「地上最大の本屋」となった。また、パソコン通販のGateway2000社も同様にわずかの期間で急成長しているが、彼らは営業マンによる販売力ではなく、新たなビジネスシステムを作り上げることににより急成長を成し遂げたのである。

わが国においても、企業経営にスピードを持たぬ者はその競争力の低下が懸念されることから、情報通信技術を利用することにより意思決定のスピード化を図るとともに、商品開発のみならず、流通、決済の手法等についても高度情報化社会における市場ニーズへの迅速な対応を考慮すべきである。

3. ナレッジマネジメントを確立し、経営に「知恵」を導入

かつての産業革命で成功した国には、水路や航路があったり、石炭や石油のような天然資源があるなど地理的条件が必要であった。それに比べて、高度情報化社会は人的資源や知恵から成り立っており、情報通信革命で成功するための条件として知的資源が必要不可欠である。その上知的資源は天然資源のように使っても無くならず、逆に使えば使うほど豊富になるのである。

産業界においても、企業内の個々人が持っている情報や知識、ノウハウを体系化、明示化し、組織全体の知識として共有化していくこと、言い替えると、企業活動から得られる情報、知識を集約し、それらを整理、昇華して、組織全体あるいは組織を超えて広く関連する社会の中に浸透させていき、新しい製品やサービス、業務システムなど利益を生み出す新しい価値の創造に活かしていくことが求められている。

そのためには、神経としての企業内電子ネットワークのなお一層の整備と、頭脳としてのデータウェアハウス／データマイニングに積極的に取り組む必要がある。データウェアハウスとは、生産現場、消費現場等で生ずる、膨大な生データを自在に活用し、経営トップ、管理者、アナリスト等が自分自身でビジネスの状況を把握し、迅速な問題発見・分析・意思決定に役立てるようにするテクノロジーであり、また、データマイニングとは、膨大なデータの山の中から人間では発見困難な隠れた有意義な情報を、コンピューターのパワーを活かして探り当ててを言う。

米国企業では既にこの取り組みが言葉のみならず、実際に企業内に専担組織が設けられるほど進んでおり、我々も、先に述べたスピード経営のためにも、経営に知恵をフル活用するこれらの取り組みが早急に求められる。

4. アウトソーシング、アライアンスへの取り組みによる効率化経営の実現

これまでもコスト削減や、資源の有効活用を目的として、主に重要度の低い業務の外部委託が行われてきたが、今後は外部の知恵を導入することにより競争力を強化することや、コア・コンピタンスともいえるべき企業固有の強みに経営資源を集中し、それ以外の部分は積極的に外部委託することにより経営の効率化を図ることを目的としたアウトソーシングへの積極的な取り組みが求められる。さらに、業種、規模、地域を超越した複数の企業によって、それぞれに得意な分野や機能を持ち寄って事業毎にプロジェクトを組むスタイルであるアライアンスも重要である。

アウトソーシングやアライアンスの取組みにおいては、情報通信技術を積極的に活用し、より効率的な経営を実現するために提携先を国内だけではなく世界中に求めることや、経営のスピード化に対応するために提携先企業とのコミュニケーションを密にすることが必要である。

5. テレワークの活用による社会の活力維持

わが国では、少子高齢化社会の進展から、生産年齢人口の減少が始まり、社会の活力そのものの減退が危惧されている。しかし、一方では、いったん出産・育児により職を離れた女性、定年退職によりリタイアした高齢者、身体障害者など、働く意思と高度なスキルを持ちながら、わが国固有のワークスタイルである終身雇用制度や、通勤問題などによって、その能力発揮の機会が与えられない労働者が多数存在しているのも事実である。そのような労働者に能力発揮の機会を与えることは、企業として、また国家としても活力を維持することにつながり、競争力強化にもつながるのである。

そのために、時間的・距離的そして体力的制約を解消する新たなワークスタイルとして、情報通信を活用したサテライトオフィス勤務や在宅勤務などのテレワークへの取組みを積極的に行うことが求められる。

米国では労働者が特定の企業に属することなく、特定の仕事に限定して契約を結んで働くワークスタイルとして、インデペンデント・コントラクターと呼ばれる人たちもハイテク分野を中心に急増している。インデペンデント・コントラクターによって、労働者側のニーズである、企業に属することにより発生する様々なしがらみを嫌い、自らの能力を高く買ってくれるところに自分を売っていかうとする独立指向の高まりと、企業側のニーズである、優秀な人材を必要な時にだけ集めることによるコスト削減の、双方を同時に満たすことが可能になる。

かつての高度経済成長期には、工業振興を目的とした各種優遇措置が政策的にとられ、それにより民間企業の工業化投資が積極的に行われた結果、生産性の向上がもたらされ、わが国は工業化社会において成長を手に入れることが出来た。

来るべき高度情報化社会において、わが国企業が「情報武装化」により国際競争力の強化を実現していくためには、技術革新のスピードが速い情報通信分野への投資に関して、償却期間短縮化を認めることや、税制優遇措置をとることにより、民間企業の積極的な情報化投資を行政の側からフォローしていくことも必要である。また、企業の情報化投資のみならず市民の自立のためにも、一般家庭におけるパソコン購入等情報化関連の投資について経費として償却することを認めるなどの優遇策も望まれる。

提言Ⅱ－②：人に優しいインターフェースの追求

現在は工業化社会から情報化社会への移行期にあたるが、だからこそ工業技術と情報通信技術の双方をうまく組み合わせることにより、その相乗効果によって豊かな社会の実現に寄与することが可能である。これまでのわが国の繁栄を支えてきた製造業は、情報化社会においても大きな貢献を果たすことが期待される。

具体的には、工業化社会で蓄積された技術を情報化社会において最大限に活用することにより、いわゆる情報化社会の「影」の部分への対応を図ることが可能である。例えば、パソコンに代表される現在の情報通信機器は、必ずしも全ての人々にとって使い勝手が良いとは言えない。このことから、使用する意思があっても実際に使用することが出来ない人が産み出され、情報格差による情報弱者の大量発生が危惧されている。

それに対して、これまでわが国製造業、特に家電メーカーは基本性能の高さに加えて、使い勝手においてもアドバンテージを有していたことから世界をリードしてきた。今後、情報通信機器の製造においても日本の家電メーカーがユーザ中心の視点による使い易さの発想を生かしたモノづくりによって対応することにより、パソコンも万人が使えるものになり得るであろう。さらに、今後は情報通信機器と家電製品が融合することにより、生活のあらゆる場面において情報化社会の恩恵がもたらされることが期待されているが、このためには性別・年齢・情報リテラシーレベル等を越えて、全ての人々が情報通信機器を利用できるようにする必要がある。そして、その際には、使い勝手の重要性は現在以上に大きくなる。

わが国製造業は、この取組みによって、日本発のグローバルスタンダードを世界に向けて多数発信することも可能である。したがって、わが国製造業の情報化社会において果たす役割は非常に大きなものがあり、人に優しい使い勝手の良い製品の開発に対して、今後より積極的な取組みが求められる。

Ⅲ. 高度情報化社会を支える「知恵」を生み出す仕組みづくり

戦後、わが国では、欧米へのキャッチアップを大目標に掲げ、定められた目標を効率的に達成する画一的な人材を育成してきた。その結果、社会全般において、知識の量は多く、与えられた課題への対応は得意であるが、自ら主体的に目標に掲げ、解決すべき問題を発見し、それらを総合的・戦略的に思考することが不得手な人材が増大してしまった。

わが国が高度情報化社会のフロントランナーとして世界をリードしていくためには、自分の生きる道を「知恵」を活かして切り拓くことのできる「パスファインダー」型の人材を育成すること、また、昨今のグローバリゼーションの急速な進展から、国際語である英語によるコミュニケーション能力を身に付けた国際性豊かな人材の養成が求められている。しかし、わが国の現状を見ると、教育システムはもとより、企業・社会全般においても、このような創造的かつ国際性溢れる人材が育ちにくい状況にある。従って、今後、現行の教育システムを知識偏重型から思考力重視の方向に大転換し、かつ国際化、情報化の進展を視野に入れた人材を育成するため、情報通信技術を活用した教育改革や「知恵」を創造する仕組みづくりなどが求められているのである。

米国においては、クリントン大統領が1997年2月の一般教書演説で、「誰でも8歳で読むことができ、12歳でインターネットに接続でき、18歳で大学進学の手続きを得、大人は全て生涯学習できるようにしよう。」と表明しているように、情報通信の高度化に対応した教育が国の重要施策として位置づけられている。

また我々が調査団を派遣したマレーシア・シンガポールにおいても、情報立国を目指す上での最重要課題を教育システムの改革と位置づけ、国家レベルで戦略的な取り組みを行っている。マレーシアでは、「ビジョン2020」達成に必要な人材を育成するべく、情報リテラシーを中心とした教育システムの改革と遠隔教育の導入により世界一流の知恵を獲得することを目的とする、「スマート・スクール」構想を強力に推進している。一方、シンガポールにおいては、教育改革を「IT2000計画」のフラッグ・アプリケーションの1つとして推進し、昨年「ITマスタープラン」を作成した。これにより、全国350校、45万人を対象に、生徒2人に1台のコンピューター導入やカリキュラムのコンピューター化を推進するため、5年間で20億S\$の予算が投入され、また、ソフト・ハードのグレードアップのために毎年6億S\$の予算が投入される予定である。

このような、諸外国の教育改革への取り組みに比べ、わが国の現状は脆弱と言わざるを得ない。高度情報化社会を実現するために、また、国際性に富んだ創造力あふれる人材を数多く輩出するための仕組みづくりについて、以下の提言を行う。

提言Ⅲ－①：21世紀に求められる人材を輩出するための情報化教育

高度情報化社会へ向けた急激な潮流の中、全ての人々が従来の「読・書・算」の基本的教育に加え、情報リテラシーを習得するべく、各教育課程においてパソコンを活用した情報化教育が不可欠となっている。英語教育がそうであるように情報化教育も初等教育課程から慣れ親しむことが重要である。さらに情報化教育は、単に情報リテラシーを身につけるだけにとどまらず、インターネット、衛星通信をはじめとする国際的な情報通信ネットワークを最大限活用することにより、「創造性」や英語でのコミュニケーション能力をはじめとする「国際性」を醸成していく効果が期待される。

わが国の初等中等教育課程における情報化教育の現状は、ハード・ソフト両面において理想的なものからは程遠い状況にある。

学校におけるパソコン設置率は、わが国が25人に1台であるのに対し、米国は9人に1台の割合であり、この数値は、米国から約7年の遅れをとっているとの指摘もある。

それ以上に深刻な問題はパソコンのネットワーク化率の低さである。小中高校のインターネット導入率は米国の65％に対しわが国は10％と格段の開きがある。この10％という数値も実態は職員室に1回線程度あるだけであり、教室単位で見れば、シリコンバレーの78％に対し、わが国は1％にも満たないのが現状である。

さらに指導教員にも問題がある。文部省の1997年5月の調査では、コンピューターを指導できる教員の割合は小学校16.7％、中学校22.7％、高校23.8％に過ぎず、人材不足は深刻である。いかに学校でのパソコン設置率を上げたところで、それに応じた指導者が育っていなければ情報化教育の充実は望み得ない。

1. パソコンのネットワーク化率の早期向上

～「判断力」「創造力」「国際性」の醸成に向けて～

情報化教育を推進していくためには、パソコンの設置率を向上させることは言うまでもないが、それ以上に重要なのはパソコンのネットワーク化率の向上である。パソコンのネットワーク化は、子供たちが主体的に情報を入手し、膨大な情報の中から必要なものだけを選ぶ「判断力」、そしてそれらを利活用していく「創造力」を養う上で大変重要である。インターネットの普及によりコネクテッド・インテリジェンス（結合知）が生み出される時代においては、知識を世界中から入手できることから、その知識を取捨選択し、そこからいかに新たな価値を生み出せるかが重要なのである。また同時に、パソコンのネットワーク化は、海外の学校との活発な国際交流をもたらし、コミュニケーションを深めるための実践的な英語が学べたり、相手国の異なる文化・習慣・価値観を尊重しながら、自国の歴史や伝統文化を理解し主張する能力、すなわち自己のアイデンティティの確立にも極めて大きな効果がある。

このような認識の下、昨年11月、政府が「2003年までに全小中高校をインターネットにつなぐ」という目標を初めて掲げた。ある程度の評価は出来るものの、2003年という悠長なペースではなく、情報通信革命が凄まじいスピードで進展していることを考慮し、今世紀中を目途に計画を前倒しして進めるべきである。

2. 教育現場への競争原理の導入

～情報化教育における指導者の充実に向けて～

パソコンのネットワーク化率の向上が進んでも教える側の体制が整わないと十分な効果は期待できない。従って、教員の資質・能力の向上を図るために、民間企業からの人材登用、企業をリタイアした人材の活用等を積極的に進め、さらに、初等教育課程からの遠隔授業を認め、国内に止まらず世界一流の授業を受けられる環境を整備することにより、教育現場に競争原理を導入し、全体的な底上げを図ることが急務である。

とりわけ民間企業からの人材登用は、単にコンピューター技術を教えるだけではなく、民間企業の厳しい競争環境で生き抜いてきた豊富な経験や知識、そして確かな眼力を伝授できることから、高度情報化社会に必要とされるスペシャリスト、言い換えれば生徒個々人の個性・感性を伸ばす教育にも繋がるはずである。

なお、教育現場への競争原理の導入とともに、人材の受入側である企業自らの変革も不可欠である。採用方法の見直し、個性が発揮でき得る人事・雇用システムの変革など、企業側としても個々人が創造性を発揮し得る労働環境整備を早急に行うべきである。

提言Ⅲ－②：関西・バーチャル・ユニバーシティ（KVU）構想

～「民主導」による高度情報化社会の実現に向けて～

高度情報化社会を迎え社会そのものが、これまでの「官主導」「中央集権」から「民主導」「地域主権」へと変化しつつある現在、政府、行政、企業の変革が求められる以上に、社会の構成員である市民そのものにも自立と変革が求められている。

例えば、我々が漫然と享受している民主主義一つをとっても、現在のわが国の民主主義が海外から押しつけられたものであるということやその本質は何であるかということを理解している市民は稀である。その結果として、人任せ、行政依存という体質が染み付き、昨今の選挙における低投票率などに象徴される政治、自治離れが蔓延している。高度情報化社会に向けて政府、行政の在り方を論じるには、まず市民自身が意識を高め本質を理解する能力を身につけることが必須条件である。

幸いにして我々が暮らす関西には、市民が主体となり時代を変革、リードしてきた歴史、ポテンシャルがある。例えば、中世の堺は「自由自治都市」として栄え、会合衆と呼ばれる町衆がその自治を行い海外との貿易により、経済力と豊かな国際感覚を磨き、独自の文化を発展させてきた。また、江戸時代には、大坂の町人が官制の学問にとられない私塾として「懐徳堂」を開設し、自由聴講制を基本に、優れた町人学者を数多く生み出し、西日本の学術センターとして大きな役割を果たした。さらに緒方洪庵が開設した私塾である「適塾」からは、明治維新の原動力となった人物が数多く輩出され、日本の近代化に大きく貢献したという民主導の歴史が存在するのである。明治維新以来の大転換点である「情報通信革命」を民主導によって切り拓いていくために、今こそ、その素地を持った関西が全国に先駆けて仕掛けづくりを行うべきである。

そこで既存の学校教育では対応できないこのような市民の政治意識や自治意識、カルチャーやビヘイビアを変えるために、全く新たな市民の相互教育、議論、学びの場を提供するのが関西・バーチャル・ユニバーシティ（KVU）である。

バーチャルであるために、監督官庁の許可なく開校、閉校を行う自由を持つKVUは、市民のニーズに応じて自由にカリキュラムを組むことが出来る。また、インターネット等の情報通信技術を利用することにより、時間的・距離的・体力的制約が克服され、幅広い市民の参加による真の民主主義を目指した草の根の議論を巻き起こすことも可能である。このような場において市民一人一人が様々な問題を論じることがこれからの民主導の高度情報化社会の基盤となるのである。

KVUの具体的内容としては、①真の民主主義を学ぶ場、②倫理・規範を学ぶ場、③地方自治、例えば都市計画などに対する世論形成の場、④政府・中央省庁、例えば行政改革、社会保障の在り方に対する意見交換や提言の場などを時宜に応じて開設する。このKVUでは、それぞれの分野に精通した識者を招いたり、大学の講義をオンラインで開放するなどして、広く市民の参加を募りながら議論や意見交換の場を作り、市民の知の共有財産の形成や知の創造のための仕組みづくりを行う。また、国際化の進展に対応するために、関西の持つ歴史遺産、伝統文化などを広く情報発信することで、市民のアイデンティティ向上やアジアとの文化的繋がりを学び発展させる場を設けることも考えられよう。このようなKVU構想の推進にあたっては、関西圏の国立・私立大学や国立民族学博物館などの既存の学術・研究機関との連携も視野に入りたい。

高度情報化社会の主役は間違いなく市民であり、市民の変革なくして社会の変革はあり得ない。KVUにおいて真の民主主義を学び政治への参加意識を高めた市民が、わが国の将来を担い得る政治家を数多く選出し、閉塞感が蔓延する現在の政治に一石投じることを期待したい。我々は、関西のポテンシャルを最大限に活かし、他の地域では成し得ないようなKVUを早急に立ち上げ、自立した市民の醸成を積極的に行っていくこととする。市民の変革が真の「民主導」「地域主権」を実現するための必須条件であることを肝に銘じて行動に移したい。

(別紙) アプリケーション分野と関係法令の例 (1/2)

分野	アプリケーション	関係法令
医療	遠隔診療 テレコンサルテーション 在宅リハビリ カルテの電子化/ ICカード化	・ 医師法20条【無診察治療等の禁止】 ・ 健康保険法43条の9【療養の給付に関する費用の請求-額、審査】 ・ 医師法20条【無診医療等の禁止】 ・ 健康保険法43条の9【療養の給付に関する費用の請求-額、審査】 ・ 医師法24条【診療録】
行政	戸籍の電子化 住民票及び印鑑登録証明書関連の電子化/ 自動交付 各種申請の電子化	・ 戸籍法7条【戸籍簿】、117条の2【電子情報処理組織による戸籍事務】 ・ 戸籍法12条の2【除籍簿の謄本等の交付請求】 ・ 道路交通法101条【免許証の更新及び定期検査】 ・ 旅券法3条【一般旅券の発給の申請】
勤務	在宅勤務	・ 労働基準法・労働安全衛生法・労働災害補償保険法（在宅勤務の概念が欠如）
娯楽	パソコン通信 ビデオ・CD・デマンドソフトの国際流通	・ 刑法230条の1【名誉毀損】、231条【侮辱】、61条【教唆】 ・ 著作権法63条【著作物の利用の許諾】 ・ 刑法175条【わいせつ物頒布等】
商取引	法定帳簿の電子化 テレビ会議による取締役会 電子取引	・ 商法32条【包括規定】 ・ 商法260条の2【取締役会の決議方法】 ・ 契約成立時期-民法526条1項【隔地者間の契約の成立時期、意思実現による契約の成立】 ・ 契約の撤回-民法541条【履行遅滞による解除権】 ・ 意思の欠缺・瑕疵のある意思表示-民法93-96条【心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫】 ・ 無権限者による取引-民法4、9、12、478、110、113条【未成年者・禁治産者・準禁治産者の行為能力、債権の準占有者への弁済、権限踰越による表見代理、無権代理】 ・ 証拠-民事訴訟法185条【裁判所外における証拠調べ】 ・ 印紙税-印紙税法2条【課税物件】

アプリケーション分野と関係法令の例（2/2）

分野	アプリケーション	関係法令
ショッピング*	オンライン・ショッピング*	・ オンライン・ショッピング一般に関わる問題- 民法526条の1項【隔地者間の契約の成立時期、 意思実現による契約の成立】、541条【履行遅滞 による解除権】、533条【同時履行の抗弁権】、 558条【売買契約に関する費用】
	電子貨幣	・ 特定の商品販売を規制する法律に関わる問題- 薬事法24条【医薬品の販売業の許可】 旅行業法12条の4【取引条件の説明】 宅地建物取引業法35条【重要事項の説明等】
	バンキング*	・ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律4条 【貨幣の製造及び発行】 ・ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関す る法律2条【預り金の禁止】 ・ 銀行法4条【営業の免許】 ・ 前払式証票の規制等に関する法律31条【罰則】 ・ 銀行法8条【営業所の設置等】、12条【業務の範 囲】、
	ホーム・ディベリング*	・ 証券取引法90条【会員の資格】
教育	義務教育における遠隔 教育の利用	・ 学校教育法18条【小学校教育の目標】、36条 【中学校教育の目標】
その他	パソコン通信・インターネット	・ 公職選挙法143条による選挙運動【文書図画の掲 示】
	電子投票	・ 公職選挙法44-46条【投票所においての投票、投 票用紙の交付及び様式、投票の記載事項及投函】
	テレビ会議による裁判	・ 民事訴訟法125条【破産財団に関する訴訟手続の 中断及び受継】 ・ 刑事訴訟法286条【被告人の出頭の権利義務】
	ホームセキュリティ	・ 消防法18条【消防用施設濫用禁止等、消防信号等 の使用禁止】

資料出所 「マルチメディア利用面に関する法的問題研究会」報告書（情報通信総合研究所）

（注）なお、法令以外に、施行規則、設置基準等の細則が存在する。

平成9年度 情報通信委員会 活動状況

平成9年

- 6月25日 正副委員長会議
「情報通信委員会の本年度活動方針について」
- 7月 8日 スタッフ会
「マレーシア・シンガポール情報通信調査団について」
- 8月 6日 スタッフ会
「マレーシア・シンガポール情報通信調査団について」
「スタッフ合宿の内容について」
- 8月20日 スタッフ合宿
～21日 「提言骨子案の検討」
「情報通信分野の規制緩和がもたらす経済・社会の未来像」
講 師 甲南大学
副学長 吉 沢 英 成 氏
- 9月 9日 講演会・常任委員会
「アジアを変革するマルチメディア戦略」
講 師 経営コンサルタント
大 前 研 一 氏
正副委員長会議
「マレーシア・シンガポール情報通信調査団について」
- 9月15日 マレーシア・シンガポール情報通信調査団
～20日
- 11月18日 スタッフ会
「2008年大阪オリンピックと情報通信」
講 師 関西学院大学社会学部
教 授 奥 野 卓 司 氏
- 12月12日 講演会
「グローバル時代の企業の情報戦略」
講 師 富士通（株）
名誉会長 山 本 卓 眞 氏

12月15日 スタッフ会
 「規制緩和と情報通信ビッグバン」
講 師 甲南大学経済学部
 教 授 佐 藤 治 正 氏

平成10年

1月20日 スタッフ会
 「提言案の検討」

1月28日 常任委員会
 「提言案の検討」

2月10日 正副委員長会議
 「提言最終案の検討」

2月19日	常任幹事会・幹事会にて提言（案）「世界をリードする情報通信ビッグバンの実現に向けて～「民主導」による改革が高度情報化社会への扉を開く～」を報告
-------	---

3月26日	提言「世界をリードする情報通信ビッグバンの実現に向けて～「民主導」による改革が高度情報化社会への扉を開く～」を記者発表
-------	---

平成9年度 情報通信委員会 常任委員会名簿

(敬称略・順不同)

委員長	浅田和男	日本電信電話	副社長関西支社長
副委員長	川手士郎	日立製作所	副社長
	佐谷戸正夫	国際電信電話	常務大阪支社長
	伊藤進一郎	住友電気工業	専務
	金田嘉行	ソニー	副社長
	津浦嵩	住友商事	副社長
	上原尚剛	三菱商事	専務関西支社長
	岡澤元大	関西電力	常務
	大土井貞夫	大阪メディアポート	社長
	二宮清	ダイキン工業	取締役
	中村晃	三菱電機	常務関西支社長
常任委員	青戸元也	関西セルラー電話	社長
	池田育弘	オムロン	顧問
	大歳清次	住友銀行	業務渉外部部長
	尾崎吉兵衛	トーマン	専務
	小野俊彦	新日本製鐵	取締役大阪支店長
	皆元輝征	日本電気	理事関西支社長
	金子武彦	富士通	関西営業本部長代理
	倉本卓次	博報堂	常務関西支社長
	白岩宏	三井物産	取締役関西副支社長
	田淵弘通	ニチメン	専務
	鳥海正義	日商岩井	副社長
	鳥山秀貞	NTTデータ通信	常務関西支社長
	仁泉節子	日本テレビ放送網	関西支社副参事
	西田芳克	日本アイ・ビー・エム	常務
	西野正夫	読売テレビ放送	専務
	東	日本高速通信	社長
	深川誠	テレビ大阪	社長
	藤原正義	伊藤忠商事	専務
	巻幡展男	関西テレビ放送	社長
	松井治	松井製作所	社長
	丸山功	電通	取締役
	森元淳平	大林組	取締役
	柳瀬璋	毎日放送	社長
	山田廣則	大阪ガス	常務

スタッフ	横 井 省 吾	日本電信電話	関西副支社長
	中 川 雅 義	日本電信電話	関西支社企画部調査研究室課長
	冨 森 浩 治	日本電信電話	関西支社地域開発推進部企画調整課長
	曾 我 健史郎	日本電信電話	関西支社経営企画部課長
	加 藤 憲 行	日立製作所	ニュービジネス営業推進部長
	斎 藤 正 範	国際電信電話	大阪支社総務企画部担当部長
	内 田 恒 裕	住友電気工業	情報システム部長
	西 川 光 生	ソニー	関西代表室秘書役
	稲 垣 恒 夫	住友商事	大阪業務企画部長
	橋 本 良 昭	三菱商事	関西支社業務部次長 広報・環境室長
	井 上 正 英	関西電力	秘書室課長
	辻 村 順 一	大阪メディアポート	企画部長
	山 田 智 彦	ダイキン工業	技術企画部
	田 中 潤次郎	三菱電機	事業推進部担当部長
代表幹事スタッフ	佐 藤 宏	サントリー	経営企画部課長
	森 尻 裕 二	日本生命保険	企画広報部主任
事務局	萩 尾 千 里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	梅 名 義 昭	関西経済同友会	企画調査第1部副部長
	松 尾 康 弘	関西経済同友会	企画調査第1部課長
	川 崎 成 洋	関西経済同友会	企画調査第1部
	谷 要 恵	関西経済同友会	企画調査第1部
	小 池 由季野	関西経済同友会	

《インターネットURL》

<http://www.kbch.isp.ntt.co.jp/doyukai/>

世界をリードする情報通信ビッグバンの実現に向けて
～「民主導」による改革が高度情報化社会への扉を開く～

平成10年3月発行

発 行 者

社団法人 関西経済同友会

常任幹事

事務局長 萩 尾 千 里

大阪市北区中之島6-2-27

電話 (06) 441-1031

印 刷 所

東洋紙業株式会社

大阪市浪速区芦原1-3
